

浜田市告示第 18 号

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和3年浜田市告示第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱(令和7年4月1日付けこ総政第56号こども家庭庁長官通知)」を「令和8年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱(令和8年4月1日付けこ総政第 号こども家庭庁長官通知)」に改める。

第2条第1項中「令和7年1月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年1月1日から令和9年3月31日まで」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 申請日の属する年度内において、次のいずれかに該当する講座等を受講し、又は実践する夫婦

ア ライフデザイン支援に関する講座

イ プレコンセプションケア(性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、及び将来の妊娠のための健康管理を行うことをいう。以下同じ。)に関する講座

ウ 共家事又は共育てに関する講座(男性の家事又は育児参加のための講座を含む。)

エ 医療機関等への妊娠又は出産に関する相談

オ 乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換

第2条第3項第1号中「令和6年度」を「令和7年度」に、「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

第5条中「令和8年2月末日」を「令和9年2月末日」に改める。

第7条第1項中「令和8年2月末日」を「令和9年2月末日」に改め、同条第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第10条中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表備考第2項中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2中「A+B+C+D」を「A+B+C+D」に、

「

□ 私は、引き続き5年間、市内へ居住します。

を

」

「

- 私は、申請日の属する年度内において、次のいずれかに該当する講座等を受講し、又は実践します。
- (1) ライフデザイン支援に関する講座
  - (2) プレコンセプションケアに関する講座
  - (3) 共家事又は共育てに関する講座
  - (4) 医療機関等への妊娠又は出産に関する相談
  - (5) 乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換
- 私は、引き続き5年間、市内に居住します。

に

改める。

様式第7号中「A+B+C+D」を「A+B+C+D」に、

「

4 補助金の交付決定通知額	円
---------------	---

を

「

4 補助金の交付決定通知額	円
5 受講又は実践した講座等 ※ 該当する項目にはレ点を記入	<input type="checkbox"/> ライフデザイン支援に関する講座 <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座 <input type="checkbox"/> 共家事又は共育てに関する講座 <input type="checkbox"/> 医療機関等への妊娠又は出産に関する相談 <input type="checkbox"/> 乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換

に、

「領収書」を「領収書等」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月25日から施行する。